強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号 平成17年4月1日 大臣官房国際部長 総合食料局長 生産局長通知 経常局長

改正 平成18年 3月31日 17生産第8569号 改正 平成19年 3月30日 18生産第9316号 改正 平成20年 4月 1日 19生産第9995号 改正 平成20年10月16日 20生産第3974号 改正 平成21年 3月31日 20生産第10021号 改正 平成21年 3月31日 20総合第2242号 改正 平成21年 3月31日 20経営第7197号 改正 平成21年 5月29日 21生産第1067号 改正 平成21年 5月29日 21総合第323号 21経営第934号 改正 平成21年 5月29日 改正 平成22年 5月28日 21生產第9806号 改正 平成22年 5月28日 21総合第2156号 改正 平成22年 5月28日 21経営第7165号 改正 平成23年 4月 1日 22生産第9709号 改正 平成23年 4月 1日 22総合第1767号 改正 平成23年 4月 22経営第7281号 1日 改正 平成24年 2月 23生產第5632号 8 目 改正 平成24年 2月 23食産第3068号 8日 改正 平成24年 2月 23経営第2923号 8日 平成24年 4月 23食産第4021号 改正 6 日 改正 平成24年 4月 23生産第6192号 6 日 改正 平成24年 4月 23経営第3673号 6 日 改正 平成25年 2月26日 24食産第5546号 改正 平成25年 2月26日 24生產第2892号

平成25年 2月26日 24食産第5546号 改正 改正 平成25年 2月26日 24生産第2892号 改正 平成25年 5月16日 25食産第272号 改正 平成25年 5月16日 25生産第173号 改正 平成26年 2月 6日 25食産第4165号 改正 平成26年 2月 6日 25生産第2889号 改正 平成26年 4月 1日 25食産第4961号 改正 平成26年 4月 1日 25生産第3422号 最終改正 平成26年 7月 7日 26生産第1045号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。ただし、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表1のI及びIIのメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、生産局長が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額と する。

- 1 前年度からの継続事業等に対する配分
 - 予算額から要綱別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に定める取組のうち、 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当 する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。
- 2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分
- (1) 予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配 分額を算定することとする。
 - ア 優先枠の取組に対するポイントの加算
 - 次の(ア)及び(イ)の取組のうち、優先枠の範囲内で別表 5 に定めるポイントを加算できるものとする。
 - (ア) 産地競争力の強化のうち農畜産物輸出に向けた体制整備の取組
 - (イ) 産地競争力の強化のうち「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組
 - イ 配分対象となる事業実施計画の特定

優先枠の対象となる事業実施計画及びそれ以外の事業実施計画について、別表1-1-①から5までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

(2)要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(15)に掲げる中間事業者及び同(16)に掲げる流通業者が要望できる1事業実施計画当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 中間事業者 5億円

イ 流通業者 2.5億円

(3)(1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数 ある場合には、以下のとおり配分するものとする。

- ア 要綱第2に定める政策目的のうち食品流通の合理化に資する事業実施計画がある場合は、当該事業実施計画については、要望額に相当する額を配分する。
- イ アにより配分した結果、更に配分可能額がある場合には、アの事業 実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県 に配分する。

第2 評価結果の配分額への反映

交付金の配分における要綱第8の6に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

ただし、平成23年度補正予算(第4号)及び平成24年度補正予算(第1号)に係る配分における要綱第8の6に基づく評価結果にあっては、本項を適用しない。

- 1 評価結果の反映は、要綱第8の6に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成度の過去5ヶ年の平均値(当該達成度が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。)に基づき行うものとする。
- 2 評価結果を反映した配分額は、都道府県からの交付要望額に、次の表の 左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た 額とする。

整備事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

第3 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を 聴取した上で見直しを行うものとする。

附則

1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附則

1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附則

1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附則

1 この改正は、平成22年5月28日から施行する。

附則

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成24年2月8日から施行する。

附則

1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附則

1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附則

1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成26年7月7日から施行する。

2 平成26年度当初予算に関し、平成26年7月7日以降においては、第1の2の事業実施計画について、事業実施主体が要望できる1事業実施計画当たりの上限要望額は3億円とするとともに、第1の2の(1)のアの(ア)に定める産地競争力の強化のうち農畜産物輸出に向けた体制整備の取組へのポイントの加算は行わないものとする。

別表 1-1-1 (産地競争力の強化) 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-1 のとおりとする。

メニュー	共同利用施設等								類別					
土地利用型作物	耕種作物小規模土地基盤整備	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
(稲(新規需要米を除く。))	共同育苗施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
土地利用型作物 (新規需要米)	耕種作物小規模土地基盤整備	10	11	16										
(利风而安小)	共同育苗施設	10	11	12	13	14								
	乾燥調製施設	10	11	12	13	14								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	10	11	12	13	14								
	農産物処理加工施設	10	11	15										
	集出荷貯蔵施設	10	11	12	13	14								
	産地管理施設	10	11	12	13	14								
	用土等供給施設	10	11	12	13	14								
	生産技術高度化施設	10	11	12	13	14								
	種子種苗生産関連施設	10	11	12	13	14								
	有機物処理・利用施設	10	11	16										
土地利用型作物 (麦)	耕種作物小規模土地基盤整備	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
(久)	乾燥調製施設	17	18	19	20	21	22	25						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	17	18	19	20	21	22	25						
	農産物処理加工施設	17	18	19	20	21	22	23	25		-			

	集出荷貯蔵施設	17	18	19	20	21	22	25							
	産地管理施設	17	18	19	20	21	22	23	25						
	生産技術高度化施設	17	18	19	20	21	22	23	24	25					
土地利用型作物	乾燥調製施設	26	27	28	29	30	31	32							
(豆類)	穀類乾燥調製貯蔵施設	26	27	28	29	30	31	32							
	農産物処理加工施設	27	28	32	33	34	35								
	集出荷貯蔵施設	26	27	28	29	30	31	32							
	産地管理施設	26	27	28	29	30	31	32							
	生産技術高度化施設	26	27	28	29	30	31	32							
土地利用型作物	乾燥調製施設	36	37	38	39	40	41								
(主要農作物種子、 雑豆及び落花生の	穀類乾燥調製貯蔵施設	36	37	38	39	40	41								
種子)	種子種苗生産関連施設	36	37	38	39	40	41								
畑作物・地域特産 物(いも類)	共同育苗施設	42	43	44	45	46	47	48	49	50	53	54			
物(いも類)	産地管理施設	42	43	44	48	49	50	51	52	53	54				
	農産物処理加工施設	42	43	44	45	46	47	48	49	50	53	54			
	集出荷貯蔵施設	42	43	44	48	49	50	51	52	53	54				
	農作物被害防止施設	51	52	53	54										
	種子種苗生産関連施設	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	
	生産技術高度化施設	42	43	44	48	49	50	53	54						
	有機物処理・利用施設	45	46	47	48	50	51	52							
	共同育苗施設	55	56	57	58	60									
物(甘味資源作物)	農産物処理加工施設	55	56	57	59	60	61	62	63						
	種子種苗生産関連施設	55	56	57	58	59									
	生産技術高度化施設	55	56	57	59	60									
加作物・地域特産	耕種作物小規模土地基盤整備	64	65	69	74	77	78	83							

物(茶)								<u> </u>					.	
()K)	農産物処理加工施設のうち荒 茶加工機	66	70	75	79	80	83							
	農産物処理加工施設のうち仕 上茶加工機	64	71	75	77	81	83							
	集出荷貯蔵施設	67	72	76	77	80								
	産地管理施設	64	65	69	70	74	77	78						
	生産技術高度化施設の うち栽培管理支援施設	64	65	69	70	74	77	78						
	農作物被害防止施設のうち防 霜施設、病害虫防除施設	65	68	70	73	74	77	78	82	83				
畑作物・地域特産 物(いぐさ・畳表)	共同育苗施設	84	85	86	87	89								
物(いくさ・重衣)	乾燥調製施設	84	85	86	87	89								
	農産物処理加工施設	84	85	86	87	88	89							
	集出荷貯蔵施設	84	85	86	87	89								
	産地管理施設	84	85	86	87	88	89							
	生産技術高度化施設	84	85	86	87	89								
畑作物・地域特産 物(その他)	耕種作物小規模土地基盤整備	90	91	92	93	94	96	98	99					
199 (での) [1]	共同育苗施設	90	91	92	93	94	96	97	99					
	乾燥調製施設	90	91	92	93	94	96	97	99					
	農産物処理加工施設	91	92	93	94	95	96	100	101					
	集出荷貯蔵施設	90	91	92	93	94	96	97	99					
	産地管理施設	90	91	92	93	94	96	98	99					
	生産技術高度化施設	90	91	92	93	94	96	98	99					
果樹	耕種作物小規模土地基盤整備	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113			
	共同育苗施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113			
	農産物処理加工施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113			
1	集出荷貯蔵施設	102	103	104	106	107	108	109	110	114				

		 		 				 	ļ			 			
	産地管理施設	102	103	104	105	106	107	108	110	113					
	農作物被害防止施設	103	108	109	110	111	112	113							
	生産技術高度化施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113	114	115		
	種子種苗生産関連施設	102	103	104	105	106	107	108	109	110	113				
	有機物処理・利用施設	102	103	105	106	107	108								
野菜	耕種作物小規模土地基盤整備	116	117	118	119	120	121	122	123						
	共同育苗施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126					
	農産物処理加工施設	116	117	118	119	120	121	122	123						
	集出荷貯蔵施設	116	117	119	120	121	122	123	127						
	産地管理施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126					
	農作物被害防止施設	117	121	122	124	125	126								
	生産技術高度化施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126	127	128			
	種子種苗生産関連施設	116	117	118	119	120	121	122	123	126					
	有機物処理・利用施設	116	117	118	119	120	121								
花き	耕種作物小規模土地基盤整備	129	130	131	132	133	134	135	136						
	共同育苗施設	129	130	131	132	133	134	135	136	139					
	農産物処理加工施設	129	130	132	133	134	135	136							
	集出荷貯蔵施設	129	130	132	133	134	135	136							
	産地管理施設	129	130	131	132	133	134	135	136	137					
	用土等供給施設	129	130	131	132	133	134	135	136						
	農作物被害防止施設	130	134	136	137	138	139								
	生産技術高度化施設	129	130	131	132	133	134	135	136	139	140	141			
	種子種苗生産関連施設	129	130	131	132	133	134	135	136	139					
	有機物処理・利用施設	129	130	131	132	133	134	135							
環境保全(環境保	耕種作物小規模土地基盤整備	142	143												

全型農業)	<u> </u>		ļ		ļ					L	L	L	L	ļ	L	<u></u>
(注)1	用土等供給施設	142	143													
	有機物処理・利用施設のうち 堆肥等生産施設等	142	143													
	有機物処理・利用施設のうち 地域資源肥料化処理施設	142	143	144												
環境保全(小規模 公害防除)	耕種作物小規模土地基盤整備	145	146													
環境保全(農業廃 棄物の再生処理)	農業廃棄物処理施設	147	148													
畜産周辺環境影響 低減 (注) 2	浄化処理施設	149	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191
区域 (注) 2		192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206
		207	208													
	脱臭施設	150	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191
		192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206
		207	208													
地球温暖化対策	農産物処理加工施設	151	154													
	バイオディーゼル燃料製造供給施設	152	153													
	有機物処理・利用施設	155	156													
穀類乾燥調製貯蔵 施設等再編利用	乾燥調製施設	157	158	159	160	161										
(注) 3	穀類乾燥調製貯蔵施設	157	158	159	160	161										
	集出荷貯蔵施設	157	158	159	160	161										
集出荷貯蔵施設等 再編利用	集出荷貯蔵施設	162														
(注) 4	農産物処理加工施設	162														
農産物処理加工施 設等再編利用	農産物処理加工施設のうち荒 茶加工機	163	164	165	166	168	169	170	171	172	173					
	農産物処理加工施設のうち仕 上茶加工機	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173				
国産原材料サプラ	耕種作物小規模土地基盤整備	174														

イチェーン構築 (注) 5	共同育苗施設	174														
	乾燥調製施設	174														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	174														
	農産物処理加工施設	174														
	集出荷貯蔵施設	174														
	産地管理施設	174														
	農作物被害防止施設	174														
	生産技術高度化施設	174														
	種子種苗生産関連施設	174														
	畜産物処理加工施設	174														
	家畜飼養管理施設	174														
青果物広域流通シ ステム構築(注) 6	集出荷貯蔵施設	175														
畜産生産基盤育成 強化	畜産物処理加工施設	176	177	179	180	181	182	197	198	201	202	206	207	213		
(注) 7	家畜飼養管理施設	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192
		193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207
		208	213													
	離農跡地・後継者不在経営施 設	209	210	211	212	213										
家畜改良増殖	家畜改良増殖関連施設(牛肉)	214	215	216	217											
	家畜改良増殖関連施設 (豚肉)	218	219	220	221	222										
	家畜改良増殖関連施設 (鶏肉)	223	224	225	226											
	家畜改良増殖関連施設 (鶏卵)	227	228	229	230											
	家畜改良増殖関連施設(馬及び特用家畜)	231	232	233	234											
飼料増産	飼料作物作付条件整備	235	236	237	238	239	240	241	242	243						

	放牧利用条件整備	235	236	237	238	239	240	241	242	243			
	水田飼料作物作付条件整備	235	236	237	238	239	240	241	242	243			
	家畜飼養管理施設	235	236	237	238	239	240	241	242	243			
	自給飼料関連施設	235	236	237	238	239	240	241	242	243			
飼料増産(地域未利 用資源の飼料利用)	自給飼料関連施設	244	245	246	247								
食肉等流通体制整	産地食肉センター	248	249	250	251								
備	家畜市場	252	253	254									
	食鳥処理施設	255	256	257									
	鶏卵処理施設	258	259	260	261								
農畜産物輸出に向	耕種作物共同利用施設整備	262											
けた体制整備	畜産物共同利用施設整備	262											
「強み」のある産	小規模土地基盤整備	263	264	265									
地形成に回りた体制整備	飼料作物作付及び家畜放牧等 条件整備	263	264	265									
	耕種作物共同利用施設整備	263	264	265									
	畜産物共同利用施設整備	263	264	265									

- (注) 1:環境保全(環境保全型農業)の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、144を必須とし、142又は143の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 2:畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
 (1) 浄化処理施設を整備する場合は、149を必須とし、178から208の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 (2) 関係を立てること。
 (3) 関係を対しませる場合は、150な以復し、178から208の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を1つ、合計2つのは11日
 - 米目標を立てること。 (2) 脱臭施設を整備する場合は、150を必須とし、178から208の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - (2) 脱臭施設を整備する場合は、150を必須とし、178から208の中から施設内においく阿養する音種に応した成来日標を1つ、合計2つの成来日標を立てること。
 3:穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は157から161の中から成果目標を1つ、当該施設で取り扱う作物の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 4:集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は162を必須とし、当該施設で取り扱う作物(野菜、果樹及び花き)から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 5:国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は174を必須とし、当該施設で取り扱う作物等(野菜、果樹、麦類、豆類、地域特産物及び畜産物)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 6:青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は175を必須とし、当該施設で取り扱う作物(野菜及び果樹)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
 7:畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。
 8:農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、262を必須とし、対応するメニュー(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備)及び整備する施設(食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。)に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標

を立てることができる。 9:「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を行う場合は、263を必須とし、264又は265の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

別表1-1-2(国内産いもでん粉工場再編合理化の推進) 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表1-2-2のとおりとする。

メニュー	整備内容						類別				
国内産いもでん粉 工場再編整備	国内産いもでん粉工場再編整 備	1	2	3	4						
国内産いもでん粉 工場の合理化	国内産いもでん粉工場の合理 化	1	2	3	4						

別表1-1-③(乳業再編等整備)

各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表1-2-③のとおりとする。

メニュー	整備内容						類別				
効率的乳業施設整 備	効率的乳業施設整備	1	2	3	4						
集送乳合理化等推 進整備	大型貯乳施設整備	5	6	7	8						
连 登/师	需給調整拠点施設整備	9	10	11							

別表1-1-④ (経営資源の有効活用)

- 各メニューの整備	内容は以下のとおりとする。また	た、類別	引欄に	定める	番号の	達成す	~べき成	法果目標	!基準、	ポイン	/卜等は	以別表 1	- 2 -	・(4)のと	<u>:おりと</u>	<u>: する。</u>
メニュー	整備内容								類別							
農産タイプ	接優良品種系統等への改植・高接	1	2													
	鉄骨ハウスの補改修	1	2													
畜産タイプ	飼養管理施設の補改修	3														
	家畜整備	3														

別表1-2-① (産地競争力の強化に向けた総合的推進)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

また複数の作物(メニュー)に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な 2 つの作物(メニュー)の達成すべき成果目標を 1 つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	の10ポ ・戦略 ①担 場合	調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必イント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについ 的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において、 い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へ ・・・5ポイント い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画と	いては、以下のいずれかを選択するものとする。 へのサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている
	1	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介し
	2	・10 a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費 縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント
	3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時 間縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイント

4	・品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)の結果、①食味値②アミロース値(%)③タンパク値(%)④その他①~③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、前年産(又は前5中3)より改善されているとともに、タンパク値(%)について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は前 5 中 3) と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント
5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする) 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント
7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む 農業者(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽 培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農 産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合 計)の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	む農業者割合が1%以上。 35%以上・・・・・・・・・5ポイント

	1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別 6 の成果目標を選択することはできない。	
8	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合はその合計)の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はその合計)の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

土地利用型作物 (新規需要米)

び飼料用米をい

う。以下同じ。

※新規需要米と ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用 は、米粉用米及|途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント

・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント

10 ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占 ・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需

	める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		95%以下・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別12 の成果目標を選択することはできない。	・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及 び農業新技術20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産 に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・1ポイント
	15	・地場製粉等の加工(事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと)により新規需要米の販売単価(新規需要米の単位重量当たりに換算)が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	16	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(麦)	する。 ・事に ※ A B よ ・人	標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの 実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系(作付面積 り組む場合・・・5ポイント 付面積比率=A/B 事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種(もし 事業実施地区における麦作付面積 衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による ックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に	責比率が25%以上)へと転換することによって施設利用の効率 くは上位1麦種)を除いた作付面積の合計 ・雨害の回避(高水分収穫)及び収穫順序の決定技術、ヘイバ
	17	・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が 5 %以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積について、直近5年(5年遡る事が困難な場合は直近3年)の増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	の割合が 7 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17%以上・・・・・・・・・・5ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
19	・10 a 当たり物財費を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・5ポイン 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・4ポイン 都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・3ポイン ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロッ 平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦 び農業新技術20XXに記載されている、麦の生産に係る物 縮減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイン
20	 ・10 a 当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・5ポイン 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・4ポイン 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・3ポイン ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロッ 平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付 又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦 び農業新技術20XXに記載されている、麦の労働時間縮減 する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・3ポイン
21	・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、利品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適当物のことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
22	・事業実施地区における、現状の小麦作付面積に対するパン・中華めん用品種の作付面積の増加面積の割合が9%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区におけるパン・中華めん用品種のる割合が9%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
23		

	24	決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。	
	25	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土地利用型作物(豆類)	26	・豆類の上位等級(1、2等)比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が全国平均値(前5中3)と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	27	・豆類の契約栽培比率が事業開始年前年(前5中3)と比較して3ポイント以上向上。(契約栽培比率が40%以上である場合に限る。) 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

28	・豆類の単収が事業開始前年(前5中3)と比較して2%以上増加。	・現状の地区の事業開始前年の単収(前5中3)が当該都議 府県の平均単収(前5中3)と比較して102.0%以上。
	10%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	127.0%以上・・・・・・・・・5ポイント
	8%以上・・・・・・・・・・8ポイント	120.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント	114.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント
	4%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	108.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	2%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
29	・豆類の作付面積が事業開始前年(前5中3)と比較して2%	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が
	以上增加。	業開始前々年(前5中3)と比較して1%以上。
	10%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	8%以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	35%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント	25%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント
	4%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	15%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント
	2%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	1%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
30	・豆類の10 a 当たり物財費を6%以上削減。	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり物財費の
	22%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。
	18%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント	22%以上・・・・・・・・・・5ポイント
	14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	14%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント
	6%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	10%以上・・・・・・・・・・・2 ポイント
		6%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
31	・豆類の10 a 当たり労働時間を7%以上削減。	 ・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 当たり労働時
	15%以上・・・・・・・・・・・10ポイント	の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。
	13%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント	15%以上・・・・・・・・・・・5ポイント
	11%以上・・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	13%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント
	9%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	11%以上・・・・・・・・・・3ポイント
	7%以上・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	9%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	27/10/1	7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
32	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は降く、の作品では、
	の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。	く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5 0%以上。
	20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	15.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	16ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント	12.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント
	13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	9ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント	7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	5ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント	5.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。	
	MIV I MATCHING TOTAL MATCHINE C. V. D.	
33	・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている。
	の国産豆類の契約栽培比率(事業実施主体が取り扱う全量ある	る国産豆類の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始
	いは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合)が事業	
	開始年前年と比較して30ポイント向上。	50%以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	50ポイント以上・・・・・・・・・10ポイント	45%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント
	45ポイント以上・・・・・・・・・8 ポイント	40%以上・・・・・・・・・・・3 ポイント
	40ポイント以上・・・・・・・・・6 ポイント	35%以上・・・・・・・・・・・2ポイント
	35ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント	30%以上・・・・・・・・・・・1 ポイント
	30ポイント以上・・・・・・・・・・・・2 ポイント	又は、
	2 4 1 7 1 7 1 7 1	へは、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約៖
		培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年
		と比較して5ポイント以上増加。
		25ポイント以上・・・・・・・・ 5 ポイント
		25ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント
		20ポイント以上・・・・・・・・・4 ポイント
		20ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・3ポイント

		ント向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が全国平均値(前5中3)と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・1ポイント
	35	・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)の国産豆類の使用量(事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。
土地利用型作物 (主要農作物種 子、雑豆及び落 花生の種子)	36	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	37	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	38	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の 生産に要する10 a 当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の現状における10 a 当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35 h 未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 38 h 未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41 h 未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	39	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の生産に要する10 a 当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の現状における10 a 当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	40	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は種子更新率が100%・10ポイント4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。 5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	41	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の対象となる主要農作物種子、雑豆及び落花生の種子について、現状における災害用種子の備蓄割合が2%以上。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特産物(いも類)	42	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

43	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
44	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
45	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価(全用途の加重平均)を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価(全用途の加重平均)が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
46	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
47	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト)を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の名
48	【共通】 ・10 a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
49	【共通】 ・10 a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・10 a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	50	【共通】 ・10 a 当たり単収を2.4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	51	 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	52	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土10 0 g 当たり)を 5 %以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土 100g当たり)が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	53	【共通】 ・難糖化性や用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・難糖化性や用途に応じた加工適性、又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		又は、 ・難糖化性や用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する 品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当 該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積 割合を30ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	54	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合(出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における被害粒の出荷割合(出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物 (甘味資源作物)	55	・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における10 a 当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部(以下「統計部」という。)が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

	4%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	4%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
56	 ・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
57	・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている 家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
58	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※でん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	つ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
59	30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して3%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
60	【てん菜】 ・10 a 当たり労働時間を 3 %以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における10 a 当たり労働時間が、統計部が記査した生産費統計における10 a 当たり労働時間に対して19以上短い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	【さとうきび】 ・10 a 当たり労働時間を 6 %以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	

		14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	61	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の 削減割合が地区平均と比較して1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	62	 トン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	63	 販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5%以上・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント
畑作物・地域特 産物 (茶)	64	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該 産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除 し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	65	・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。 (なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶 等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じ た数とする。) 33以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	66	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	36%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
67	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引 単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じ た数とする。) 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
68	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該 産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除 し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	 ※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%以上増加。 (なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。
69	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 (なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
70	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
71	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	7以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
72	・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。 (なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。) 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
73	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 (なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
74	・10 a 当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たり生産コスト (費用合計) の過去3年間の低減率が3%以上。 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	19%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	12%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
75	 ・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・産物 1 kg当たり生産コストの過去 3 年間の低減率が1.0%以上。 28.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
76	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。 (ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。) 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
77	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
78	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。 (なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない 栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬の みを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除 し、100を乗じた数とする。) 22以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
79	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶 製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向 量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 40以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
80	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	11%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	

		(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品 (ティーバック、抹茶、ドリンク等) への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	82	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	83	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	84	 高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	85	 ・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	86	・畳表一枚当たり(ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から 乾燥までの施設にあっては10 a 当たり)労働時間を 6 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	87	・一戸当たり作付面積を3%以上増加。15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント

	88	6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高い。 10ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物 (その他)	90	※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業におい	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	91	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で 販売数量又は作付面積が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	92	・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で 当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	93	14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10 a 当たりの生産コスト(物財費)が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		100%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・・1ポイント
94	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。
95	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等))をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種 をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種
96	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
97	 ・葉たばこの上位等級(A品)比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級(A品) 比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
98	・単収を8%以上増加。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	99	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	100	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格(原料価格に換算)が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	101	 ・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
果樹	102	 ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	103	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ンド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を
	104	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振 興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画に

	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	りの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当だりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又に当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。
	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
108	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約日 引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
109	 ・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工「けの割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
110	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向 の割合が1%以上。

		5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	111	発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	112	25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」 又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道 府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	113	16ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別	又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道 府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	114	15%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	115	 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※当該類別については、新規導入品目に限る
野菜	116	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。

	15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
117	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜(地域団体商標、 伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、 明確な基準、根拠があるもの)の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜(地域日体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
118	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」 又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道 府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
119	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	りの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当だりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
120	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を 5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
121	 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5. %以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	5 ポイント以上・・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別 128の成果目標を選択することはできない	5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
122	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
123	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。	け出荷量又は作付面積の割合が 5 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
124	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引で場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
125	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計 又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都 府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 16.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
126	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都設府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
127	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	128	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※当該類別については、新規導入品目に限る。
花き	129	 ・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	130	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種(次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。)の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種(新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。) ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	131	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営 指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	132	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	りの費用合計) 又は流通コスト (単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費 (卸売手数料を除く。)) が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

133	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を 5 %以上縮減。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
134	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・8 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
135	 ・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
136	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
137	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合が、事業実施前5年の被害(病虫害を除く。)発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
138	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営 指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
139	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイ	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営

		25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	140	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	141	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※当該類別については、新規導入品目に限る。
環境保全 (環境保全型農業)	142	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・・10ポイント7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積割合が3.0%以上。 41.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	143	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む 農業者(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計)の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	場合) ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1.0%以上。 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		に取り組む面積(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農
	144	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイ	10%以上・・・・・・・・・5ポイント

		ント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
環境保全(小規模公害防除)	145	・事業実施地区において、農用地の土壌の汚染防止等に関する 法律(昭和45年法律第139号)第4条第1項に規定する対策地域 の指定の解除が5年以内に行われること。・・・15ポイント	
	146	・特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回ること。・・・・・15ポイント	
環境保全(農業 廃棄物の再生処 理)	147	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	148	・農業廃棄物 1 kgの処理費用 (農家負担額) を 3 %以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・農業廃棄物 1 kgの処理費用(農家負担額)が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 25円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 30円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畜産周辺環境影 響低減	149	・現行の農場排水 1 リットル当たりの硝酸性窒素量を100mg以上低減。 800mg以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント 600mg以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	150	・規制悪臭物質22物質のうち、畜産関連9物質を1物質以上現行量から90%以上除去。 9物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
地球温暖化対策	151	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト(費用合計)を5%以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト(費用合計)が、統計部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	152	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して30ポイント以上削減。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たりの温室効果ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		45ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント	10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント
		40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	153	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が13ポイント以上増加。 61ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ーゼル燃料へ転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料と
	154	 ・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	155	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、たい肥の施用面積の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、たい肥の施用面積割合が3%以上。 36%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	156	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
穀類乾燥調製貯 蔵施設等再編利 ※ 支型は大 ででででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	157	 ○施設の再編利用による利用率の向上 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)・・・・・・・3ポイント 0ポイント以上(上昇)・・・・・・2ポイント 5ポイント以下(低下)・・・・・・1ポイント

		※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年 前及び5年前の平均値との比較とする。
		※③を選択した場合には、下記の④又は⑤のいずれかのポイントについて加算できるものとする。
		④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・2ポイント※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。
158	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。
	基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量 を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。	①重点再編地域に選定されている。・・・・5ポイント
	96%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物 (米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除し て算出))が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに 取り組む場合 ① 担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手 で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取 り組む計画となっている場合	※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・② 担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)・・・・・・3ポイント 0ポイント以上(上昇)・・・・・・2ポイント 5ポイント以下(低下)・・・・・・1ポイント
		※③を選択した場合には、下記の④又は⑤のいずれかのポイントについて加算できるものとする。
		現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・2ポイント※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。
159	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。
	基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。	
	96%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物 (米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除し て算出))が80%以上。
1	84%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	100%以上・・・・・・・・・5ポイント

80%		
	以上・・・・・・・・・・・・1 ポイント	95%以上・・・・・・・・・・・4ポイント
かつ、		90%以上・・・・・・・・・・3ポイント
	る再編利用計画において、当該施設で以下のいずれか	
,	取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
		※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の
,,,,		水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した
,		値を、利用率に乗じて補正することとする。
	·面積比率=A/B	
		③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5
	(又は上位1麦種)を除いた作付面積の合計	ポイント以下。
B:事	業実施地区における麦作付面積	5ポイント以上(上昇)・・・・・・3ポイント
		0ポイント以上(上昇)・・・・・・2ポイント
	衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の	
	よる雨害の回避(高水分収穫)及び収穫順序の決定技	
		※③を選択した場合には、下記の④又は⑤のいずれかのポイ
製に係	るコスト縮減に取り組む場合・・・・・3ポイント	ントについて加算できるものとする。
		 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い
		手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手
		で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、
		担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組
		んでいる場合・・・・・・・・・・・・・2ポイント
		⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去
		5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の
		延長に取り組んでいる場合・・・・・・2ポイント
		※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年
		前及び5年前の平均値と比較する。
60 ○施設の	再編利用による利用率向上と施設運営等の転換	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。
・再編後	の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に	
基づく、	再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量	①重点再編地域に選定されている。・・・・5ポイント
を再編後	の施設能力で除して算出)が80%以上。	
96%	以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物
92%	以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	(米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除し
88%	以上・・・・・・・・・・・・3ポイント	て算出)) が80%以上。
84%	以上・・・・・・・・・・・・2 ポイント	100%以上・・・・・・・・・5ポイント
80%	以上・・・・・・・・・・・・1 ポイント	95%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		90%以上・・・・・・・・・・3ポイント
かつ、		
• 再編利	用乳両に甘べく東米字歩地区において 門下のいぞね	85%以上・・・・・・・・・・2ポイント
1 4 (1)	用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれ	
	用計画に基づく事業美施地区において、以下のいすれ に取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・1ポイント
かを新た		
かを新た ①担い手	に取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の
かを新た ①担い手 80%	に取り組む場合 への農地集積が60%以上	80%以上・・・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の 水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した
かを新た ①担い手 80% 75%	に取り組む場合 への農地集積が60%以上 以上・・・・・・・・・・・・5ポイント	80%以上・・・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。
かを新た ①担い手 80% 75% 70%	に取り組む場合 への農地集積が60%以上 以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 以上・・・・・・・・・・・・4ポイント	80%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65%	に取り組む場合 への農地集積が60%以上 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65%	に取り組む場合 への農地集積が60%以上 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65% 60% 又は	に取り組む場合 への農地集積が60%以上 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65% 60% 又は ②新規需	に取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65% 60% 又は ②新規需 80%	に取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65% 60% 又は ②新規需 80% 75%	に取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65% 60% 又は ②新規需 80% 75% 70%	に取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
かを新た ①担い手 80% 75% 70% 65% 60% 又は ②新規需 80% 75% 65%	に取り組む場合	80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

			※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年
			前及び5年前の平均値と比較する。
	161	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。
		基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量 を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。	①重点再編地域に選定されている。・・・・5ポイント
		96%以上・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物 (米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除し て算出))が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		かつ、	90%以上・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・2ポイント
		①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となってい	80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の
		②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント	③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5 ポイント以下。
		※「基幹作業」とは以下の①から④をいう。①耕起・整地②播種・移植③収穫	5ポイント以上(上昇)・・・・・・3ポイント 0ポイント以上(上昇)・・・・・・2ポイント 5ポイント以下(低下)・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年 前及び5年前の平均値との比較とする。
		④乾燥・調製	※③を選択した場合には、下記の④又は⑤のいずれかのポイントについて加算できるものとする。
			④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去 5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の 延長に取り組んでいる場合・・・・・・2ポイント
			※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年 前及び5年前の平均値と比較する。
集出荷貯蔵施設 等再編利用 (野菜、果樹、 花き)	162		
農産物処理加工 施設等再編利用 (茶)	163	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

164	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント36%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
165	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 契約取引量指数の直近値が7以上。 44以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
166	 ・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
167	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント33以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
168	 ・産物 1 kg当たり生産コストを直近値の 2 %以上低減。 (なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
169	・10 a 当たり生産コスト (費用合計) を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・10 a 当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
170	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。 (ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業 日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、10	

		0を乗じた数とする。) 18以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137以上・・・・・・・・・・3ポイント 119以上・・・・・・・・・・2ポイント 102以上・・・・・・・・・・1ポイント
	171	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	172	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	173	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
国産原材料サプ ライチェーン構 築	174	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
青果物広域流通 システム構築	175	・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会 則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コスト の縮減に向けた取組であることとする。
畜産生産基盤育 成強化	176	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施年度と 直近3年の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

177	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
178	【生乳】 ・1 頭当たり乳量を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の1頭当たり乳量の平均値が都道府の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
179	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
180	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
181	【生乳】 ・酪農における初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の初産月齢の平均値が都道府県の平値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
182	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値 比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
183	 【牛肉】 ・肥育における出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上143.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・1ポイント
184 【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10ポイント 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
185 【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%↓ 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10ポイント 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
186 【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育育成時事故率 ((分頭数) /分娩頭数) を4.2%以上低減。 9.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ポイント 91.0%以下・・・・・・・・3ポイント ポイント 94.5%以下・・・・・・・・・・・2ポイント ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・・1ポイント
187 【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上 6.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10ポイント 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
188 【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ(標準偏 県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。 18ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
189 【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肉用っては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10ポイント 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
190 【牛肉】	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭

	・肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肥育にあっては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たり、肉用牛の肥育にあっては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
191	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。 3.1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の分娩間隔の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
192	 【豚肉】 ・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 145.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
193	【豚肉】 ・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。 2.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 2.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が都道 府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
194	 【豚肉】 ・養豚における事故率 ((分娩頭数-出荷頭数) / 分娩頭数) を24%以上低減。 56%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の事故率(出生から出荷場まで)の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
195	【豚肉】 ・養豚における1腹産子数が平均0.25頭以上増加。 1.25頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
196	【豚肉】 ・養豚における1日平均増体重が0.25%以上増加。 1.25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

197	 ・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
198	 【豚肉】 ・肥育豚又は繁殖豚 1 頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
199	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における育成率(49日齢時における生存羽数/鶏群のえ付け羽数)が0.2ポイント以上増加。 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
200	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 0.80ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
201	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8 %以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
202	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

203	 【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都道府県の 平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
204	【鶏卵】 ・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。 0.7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
205	【鶏卵】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
206	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの 平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 88.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
207	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 80.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
208	【鶏卵】 ・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25%以上向上。 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府県の 平均値と比較して102%以上向上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
209	・実施地区における1戸当たりの農用地面積の平均値が全国の 一戸当たり農用地面積の割合が100%以上。 160%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の実施地区を含む地域の1戸当たり又は1頭当たりの 農用地面積の平均値が直近3年の全国平均値と比較して120 %以上。 160%以上・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 又は、 ・実施地区における1頭当たりの農用地面積の平均値が全国の 1頭当たり農用地面積の割合が102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	120%以上・・・・・・・・・・・1ポイントかつ、 ・各都道府県の直近3年平均値と比較して110%以上。 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	108%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
210	・事業実施地区の乳飼比(育成牛を含む)(=総購入飼料費÷総生乳販売額×100)の平均値に対して2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区を含む地域の乳飼比(育成牛を含む)の平均値が直近3年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
211	・経営収支計画における目標年度の農業所得が、農場貸付開始後3年間の農業所得の平均より4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地区の畜産経営(酪農、繁殖、肥育)における農業所得の平均値が直近3年の全国平均値と比較して4%以上。 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
212	・実施地区おける1戸当たりのTDN1kg当たりの自給飼料生産コストの平均値が全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の実施地区を含む地域におけるTDN 1 kg当たりの自然飼料生産コストが直近 3 年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
213	以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。 ①受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント	・畜産に係る地域の収益力向上のために、生産者、行政機関及び畜産支援組織・関連企業等による一体的な取組を行っている。 畜産クラスターを組織して取り組んでいる・5ポイント
	5 %以上・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	※なお、畜産クラスターとは、生産者、行政機関及び畜産を 援組織・関連企業等が有機的に連携・結集したものであ り、事業内容が地域の収益力向上に向けた取組の一環であ
	②受益農家の家畜 1 頭(ブロイラー・採卵鶏の場合100羽)当たりの生産コストを 8 %以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	③受益農家の家畜 1 頭(ブロイラー・採卵鶏の場合100羽)当たりの労働時間を 9 % 以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		07を選択することはできない。	
家畜改良増殖	214	【牛肉】 ・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が県有種雄牛産子中の上位10位以内。 3位以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、産子の肥育成績(日齢枝肉重量(g)または1日平均増体量(kg))の平均値が直近年度以前の過去2年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0%または4.0%以上高い。日齢枝肉重量 1日平均増体量 10.0%以上・・5ポイント 20.0%以上・・5ポイント 8.0%以上・・4ポイント 6.0%以上・・3ポイント 12.0%以上・・3ポイント 4.0%以上・・2ポイント 2.0%以上・・1ポイント 4.0%以上・・1ポイント 2.0%以上・・1ポイント 4.0%以上・・1ポイント 2.0%以上・・1ポイント 4.0%以上・・1ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	215	【牛肉】 ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5%以上短縮。 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5%以上短縮。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	216	【牛肉】 ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価(日齢枝肉重量(g)) が県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0%以上向上。 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢または分娩間隔が0.5%以上短縮。 (初産月齢) 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(分娩間隔) 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	217	【牛肉】 ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産(家畜改良に資するものに限る)を行い、年間出荷量(kg)が0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・直近年度に各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産(家畜改良に資するものに限る)を行い、直近過去3年の年間平均出荷量(kg)より0.8%以上増加。 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	1.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	1.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント1.0%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
218	【豚肉】 ・能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要求率等のうち、把握可能な2項目以上について改良を行うものとする。)を1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・左記の能力について都道府県で独自に設定した値に対し 1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
219	【豚肉】 ・当該銘柄(事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。)の一腹当たりに係る生産量(産肉量)又は飼養頭数を4%以上増加。8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の一腹当たりに係る生産量(産肉量)又は飼養数について、都道府県における銘柄の過去5年間の生産量は飼養頭数に対して4%以上多い。8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
220	【豚肉】 ・当該銘柄の生産量(産肉量)又は飼養頭数を5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の生産量(産肉量)又は飼養頭数について、都 府県における銘柄の過去5年間の生産量に対して5%以上 い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
221	【豚肉】 ・当該銘柄豚 1 頭当たり物財費を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の把可能な直近年度の物財費に対して3%以上少ない。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
222	【豚肉】 ・当該銘柄豚 1 頭当たり労働時間を6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の 握可能な直近年度の労働時間に対して6.5%以上少ない。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
223	【鶏肉】 ・能力 (飼料要求率、49日齢時体重等) が現在値に対して1.0 %以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・能力について都道府県が独自に設定した値に対して1%上高い。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
224	【鶏肉】	・当該銘柄の飼養羽数又は生産量(産肉量)について都道

	銘柄。以下【鶏肉】において同じ。)の飼養羽数又は生産量(産肉量)が現在値に対して5%以上増加。	50%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
225	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
226	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3年の平均よりで6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
227	【鶏卵】 ・能力 (飼料要求率、年間産卵量等) が現在値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・能力(飼料要求率、年間産卵量等)について都道府県が独自に設定した値に対して1.0%以上高い。 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
228	【鶏卵】 ・当該銘柄(事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵】において同じ。)の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25%以上・・・・・・・・・5ポイント
229	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	230の成果目標を選択することはできない。	

	削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
231	【特用家畜のうち地鶏等の家きん】 ・当該家畜(当該銘柄(事業実施地区内の産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。))の飼養羽数又は生産量(産肉量)が現在値に対して25%以上増加。 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	【馬及び特用家畜】 ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量 (産肉量)が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【馬】 ・現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成 17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
232	 【馬】 ・馬の生産技術(生産率)を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・当該家畜(当該銘柄)の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
233	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜(当該銘柄)の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5.0%以上削減。 68.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産	235	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の県又は市町村 平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が県又は市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	236	・受益地区や組織の単収の県又は市町村平均と比較した割合が 直近年から4ポイント以上増加。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用する ものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用す るものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100.0%以上。 134.0%以上・・・・・・・・5ポイント
	237	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較した割合を4ポイント以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100%以下。 64%以下・・・・・・・・・・5ポイント
	238	・受益農家の粗飼料の自給率を4ポイント以上増加。	・受益農家の粗飼料の自給率が県又は市町村平均と比較して 100%以上。 130%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	239	 ・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率を2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家が給与する飼料中の穀物の国産率が都道府県又は 市町村の平均と比較して100%以上 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	240	 ・受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家の平均生産額が県又は市町村平均と比較して100%以上。

	241	・受益農家の家畜 1 頭当たりの生産コストを 8 %以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・受益農家の家畜1頭当たりの生産コストが県又は市町村の 平均と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	242	・受益農家における飼料コスト (濃厚飼料相当の飼料購入費)が、直近の全国の数値(地域で算出された飼料コストの数値を用いても可。)の平均に対して0.5ポイント以上削減。 4.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)が、直近の全国の数値(地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	243	 ・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家の家畜 1 頭当たりの労働時間が県又は市町村の平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産(地域 未利用資源の飼 料利用)	244	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率(ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。)に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	245	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の 飼料化率(ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を 用いても可。)に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値 (ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いて も可。)の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	246	・受益農家における飼料コスト (濃厚飼料相当の飼料購入費)が、直近の全国の数値 (ただし、地域で算出され飼料コストの数値を用いても可。)の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)が、全国の数値(ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	247	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益地区や組織の労働時間が県又は市町村平均と比較して 100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		4%以上・・・・・・・・2ポイント	
食肉等流通体制整備	248	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)を10%以上増加。 ただし、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。以下類別の248において同じ。)以外において事業を実施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。)を取得する場合以外は、目標年度における1日当たりの平均処理頭数が560頭以上であることとする。30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 (平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算) ÷稼働日数(245日)) 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	249	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの年間の牛及び豚と畜頭数における輸出向けの牛及び豚のと畜頭数の割合を1%以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛及び豚の頭数に限る。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	又は、 ・以下の①から⑤の取組のうち複数を選択し、ポイントを合計(ただし、ポイントの上限は5ポイントとする。) ①HACCP等認定を取得していること・・・3ポイント ②事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・3ポイント ③牛肉又は豚肉を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	250	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。(処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上) 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 牛の場合

251	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 58.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		2 豚の場合 76.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		又は、 ・ハラール認定の取得に向けた取組を行っている施設であっ て、牛専用の施設であること。・・・・・・ 5ポイント
252	【家畜流通】 ・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 25.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。 ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取 引頭数とする。 11,000頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		※ ただし、中山間地域(山村振興法(昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域並びに「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号)において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上であれば5ポイント。 また、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が1,500頭以上であれば5ポイント。
253	【家畜流通】 ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・年間開催回数(毎月1回以上)が12回以上。 36回以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
254	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・市場整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
255	【鶏肉】 ・鶏もも肉 1 kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント	・直近3年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント

		7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7.5%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・1ポイント
	256	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・受益農家全体の年間出荷羽数が125万羽以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。) 625万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	257	【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生体 1 kg当たりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	258	【鶏卵】 ・鶏卵1 kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	259		 ・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。) 61トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	260	【鶏卵】 ・鶏卵100㎏当たり処理コストを1.0%以上削減。(処理コスト: 労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	261	【鶏卵】 ・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
農畜産物の輸出 に向けた体制整 備	262	・以下の①から⑥の中から1つ選択するものとする。 ①輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合。 40%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	・以下の①~⑧の中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績 があること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※本成果目標中 において、

① HACCP等 認定とは、食品 の製造過程の管 理の高度化に関 する臨時措置法 (平成10年法律 第59号) に基づ く高度化計画及 び高度化基盤整 備計画の認定と

②ハラール認証 とは、イスラム 諸国への輸出に 要求されるハラ ール認定マーク の表示をされた 食品を製造する 施設としてハラ ール認証を行う 機関による認証 とする。

30%以上·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	・9ポイント
20%以上・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	・8ポイント
10%以上・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	・7ポイント
5%以上·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	・6ポイント

②新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合、輸出向けの出 |荷量又は出荷額の当該品目全体に占める割合(畜産物にあって|③HACCP等認定を取得していこと・・・・・4ポイン は、年間輸出量)

12%	(20 F	ン)	以上	•	•		•	•	•	•	•	•	•	10)ポイ	ント	
9 %	(15 h	ン)	以上	•	•		•	•	•	•	•	•	•	9	ポイ	ント	
6 %	(10 }	ン)	以上	•	•		•	•	•	•	•	•	•	8	ポイ	ント	
3 %	(5 }	ン)	以上	•	•		•	•	•	•	•	•	•	7	ポイ	ント	
輸出第	実績が	ある	こと	•	•		•	•	•	•	•	•	•	6	ポイ	ント	
ナーナン	1 2	=	ரு.≢π	пΗ	ωI	市廷	ヨ.ナ.	N.	ш,	し・	+	Z E	리 ~	σ	~ 太立	H/m or	本

ただし、ハラール証明の取得を必要とする国への畜産物の輸 出を行う場合は輸出を行う場合は輸出向けの出荷量。

5.00トン以上・・・・・・・・・・・10ポイント 3.75トン以上・・・・・・・・・・・9ポイント 2.50トン以上・・・・・・・・・・・8ポイント 1.25トン以上・・・・・・・・・・ 7ポイント 輸出実績があること・・・・・・・・・6 ポイント

③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得していること ・・・・・・・・・・6ポイント

④ハラール認証を取得していること・・・・・6ポイント

⑤対EU輸出食肉の取扱いについて(平成25年3月29日食安発0 329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部 長・農林水産省消費安全局長通知)により定められた対EU輸 出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること

・・・・・・・・・・6ポイント

⑥輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録、選 果技術員等の登録を実施していること・・・・5ポイント

⑦上記の③、④、⑤、⑥の認定等を要さない輸出先国への出荷 体制の整備・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

※上記のポイントに加え、下記のポイントを加算(ただし、ポ イントの合計は10ポイントを上限とする。また⑨、⑩、⑫及び ③については、上記①又は②の目標を選択した場合のみ加算で きる。)

⑧HACCP認定(民間認証含む。)とハラール認証の両方を 取得・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

⑨施設整備により輸出先国(産地食肉センターの整備であって、 EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、E Uを1カ国としてカウントする。以下同じ。) を追加(新規の 取組の場合、2カ国目以降)・・(1カ国につき) 1ポイント

⑩施設整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目 目以降)・・・・・・・・(1カ国につき) 1ポイント ※ 品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウ ントする。

ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目 としてカウントし、畜産物については、4桁番号の品目ごと に1品目としてカウントする。

⑪輸出先国開催の商談会等に参加・・・・・1 ポイント

⑫和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(平成19年 3月26日付け18生畜第2676号農林水産省生産局長通知)に基づ

- ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を 実施していること。
- (例) 台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・・・・5ポイント

- ④ハラール認証を取得していること・・・・・4ポイント
- ⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は 協議会の構成員であること・・・・・・・3ポイント
- ⑥輸出対象品目を含んだ輸出先国の輸出に関する商談会等に 参加したことがあること・・・・・・・2ポイント
- ⑦輸出対象品目を含んだ日本国内や輸出先国以外の輸出に関 する商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント
- ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること ・・・・1ポイント

		き、和牛と表示できる牛肉の輸出を含んだ取組であること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
「強み」のある 産地形成に向け た体制整備	263	・対象品目の販売額(対象品目及びその加工品の販売額合計のことをいう。以下同じ。)が10%以上増加。 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①計画に規定するする生産者及び実需者の合計が3者以上 7者以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 6者以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 5者以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	264	 対象品目の販売額のうち導入する新品種等の占める割合が10%以上。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	②育成者権、商標など知的財産ブランド保護を図る計画を作成していること。
	265	 対象品目の販売額のうち契約取引が占める割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

別表1-2-② (国内産いもでん粉工場再編合理化の推進)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
効率的いもでん 粉工場再編整備	1		・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。
	2	・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷 量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3	・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。 3工場以上の廃止・・・・・・・・・・10ポイント 2工場の廃止・・・・・・・・・・・・・・8ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	・再編にかかる全ての国内産いもでん粉工場が、砂糖及びでん 粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づき、 経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産 大臣の認定を受けること。 ・・・・・5ポイント	

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント						
効率的乳業施設 整備	※効率的乳業施設整備を行う場合、①又は②の書類が提出されている場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとし、 2及び4の現況値ポイントは加算しない。 ① 乳業再編実行計画の内容を示す書類又はその写し ② 乳業者間における再編時の廃業・製造委託等の取り決めが示された書類								
		・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率が現状値より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
		・工場の再編により、1日当たりの飲用向け生乳処理施設の平均処理数量が現状値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの飲用向け生乳処理能力が2トン以上。 40トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	3	・工場の再編により、都道府県内の学校給食用牛乳供給割合が50%以下。 30%以下・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント35%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	4	・廃止工場数と再編を行う範囲。 (新設) 4 工場以上の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業を実施しようとする乳業工場が所在する都道府県下の乳業工場数。 5ヶ所以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
集送乳合理化等推進整備	た事を	乳合理化等推進整備を行う場合、貯乳施設等再編計画及び全国 証する書類又はその写しが提出されている場合は、現況値ポイ いものとする。							
	5	 ・貯乳施設の再編により、地区の集送乳等経費が10%以上減少。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業を実施しようとする貯乳施設の集送乳経費の削減率。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

_		
6	・貯乳施設の再編により、1施設当たりの処理数量が10%以上	・事業を実施しようとする貯乳施設に係る廃止貯乳施設の
	增加。	日当たり処理能力の合計。
	90% 以上・・・・・・・・・・・10ポイント	120トン 以上・・・・・・・・5ポイント
	70% 以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	100トン 以上・・・・・・・・・・・・4 ポイント
	50% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80トン以上・・・・・・・・3ポイント
	30% 以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント	60トン 以上・・・・・・・・・2 ポイント
	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	40トン 以上・・・・・・・・1 ポイント
7	・貯乳施設の再編により、地区の集送乳路線数が2以上減少。	・事業を実施しようとする貯乳施設に関係する集送乳路線の本数。
	10 路線 以上・・・・・・・・・・10ポイント	70 路線 以上・・・・・・・・・5 ポイント
	8 路線 以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント	60 路線 以上・・・・・・・・・・・・・4 ポイント
	6 路線 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント	50 路線 以上・・・・・・・・・・3 ポイント
	4 路線 以上・・・・・・・・・・・・・・4 ポイント	40 路線 以上・・・・・・・・・2ポイント
	2 路線 以上・・・・・・・・・・・・・・2 ポイント	40 崎禄 以上・・・・・・・・・2 ホイント 30 路線 以上・・・・・・・・・ 1 ポイント
	2 路線 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30 路線 以上・・・・・・・・・・1 かイント
8	・廃止貯乳施設数と再編を行う範囲。	・事業を実施しようとする貯乳施設に関係する都道府県下の 貯乳施設数。
	4 施設の廃止 ・・・・・・・・・・10ポイント	6 カ所以上・・・・・・・・・・5 ポイント
	3 施設の廃止 (複数の都道府県での再編)・・8 ポイント	5 カ所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3 施設の廃止 (侵数の都追州県での再編)・・6ポイント	4 カ所・・・・・・・・・・・・3 ポイント
	2 施設の廃止(複数の都道府県での再編)・・4ポイント	3 カ所・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
	2 施設の廃止 (侵数の都追州県での再編)・・2ポイント	
	2 加度以2/元五 (四 旧及巨角)外(1) (2) 11 加州) 2 4 1 1 2 1	2 7/1/1
9	・施設の整備により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率	・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの平均
	が10%以上増加。	稼働率。
	30% 以上・・・・・・・・・・・・10ポイント	30% 以下・・・・・・・・・5ポイント
	25% 以上・・・・・・・・・・・8ポイント	40% 以下・・・・・・・・・4 ポイント
	20% 以上・・・・・・・・・・・・・・・6 ポイント	50% 以下・・・・・・・・・3ポイント
	15% 以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	60% 以下・・・・・・・・・・2ポイント
		2 70 70
	10% 以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	61% 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
10		61% 以上・・・・・・・・・・1 ポイント
10	10% 以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	61% 以上・・・・・・・・・・1ポイント ・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生態 処理数量が2トン以上。
10	10% 以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増	61% 以上・・・・・・・・・・1ポイント ・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳
10	10% 以上・・・・・・・・・・・・2ポイント ・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。	61% 以上・・・・・・・・・・1ポイント ・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生態 処理数量が2トン以上。
10	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。 25% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ポイント	61% 以上・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生態 処理数量が2トン以上。 30トン 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61% 以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生乳処理数量が2トン以上。 30トン 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・施設の整備により、1日当たりの生乳処理数量が5%以上増加。 25% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業を実施しようとする余乳処理施設の1日当たりの生態 処理数量が2トン以上。 30トン 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 61%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 61% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 61% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	 10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 61% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	 10% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 61% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別表1-2-④(経営資源の有効活用の推進)

以下の1から3の中から各メニューに対応した達成すべき成果目標を1つ選択することとし、この他に別表1-2-①の中から次の①又は②に掲げる成果目標を1つ選択できるものとする。

- ①農産タイプの取組を行う場合は対象となる作物(果樹、野菜、花き及び茶)の成果目標
- ② 畜産タイプの取組を行う場合は別表 1 2 ① の 205から 208の成果目標

メニュー	類 別	達成すべき成果目標基準及びポイント
農産タイプ	1	経営資源の受け手の経営規模を 5 a以上増加。 45 a以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	 農業への新規参入者又は農業常雇を1人以上増加。 5人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畜産タイプ	3	 農業常雇を1人以上増加。 5人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別表 2 (食品流通の合理化)

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できる。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイ	ント		
安全・安心な市場流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子 状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場 合の指数値の平均が41.7以下	27.4以下・・・・7ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選出する場合は思わるののなかがでする。		
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率(低温売場での販売金額/全売場での販売金額)が低温売場面積率(低温売場面積/全売場面積)を1.8ポイント以上超過	4.9以上・・・・・7 ポイント	択する場合は異なる2つを加算する。)。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に		
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価(販売金額/販売数量)の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、	・超過ポイント数が 2.4以上・・・・7ポイント 1.2~2.3・・・・3ポイント	一 沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合又は上記以外の中央卸売市場がBS E対策に係る施設の改良、造成若しくは取得を行う場合・・・8ポイント加算・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算		
	食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。		・円滑な市場取引を確保するための天災等 により被災した施設の改良を行う場合・ ・・8ポイント加算		
	・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3~39.4%・・3ポイント	・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算		
	【品質管理の高度化】 ・BSE対策に対応した整備を実施	・BSE対策に係る施設の整備・・・・・・・・7ポイント	・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質 管理高度化マニュアルに基づく規範に即 した取組を実施している場合又は実施す ることが確実である場合・・・8ポイン ト加算		
	・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく 規範の策定及び実施	・卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント	・食料供給コスト縮減アクションプランの 別添「重点的に取組むべき課題に係る取 組」の3のうち「物流の効率化」に規定 している内容に即した取組を実施してい る場合又は実施することが確実である場 合・・・8ポイント加算		
効率的な市場 流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つのメニュー内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選		
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が8.1%以上・・・・7ポイント1.2~8.0%・・・・3ポイント	択する場合は異なる2つを加算する。)。 ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を 図ることが必要と認められる中央卸売市		
	【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・・7ポイント 1.1~1.8%・・・・3ポイント	場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合・・・8ポイント加算		

	 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減 	 ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・・7ポイント 1.2~8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・・7ポイント 1.3~14.1%・・・・3ポイント 	 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算 	
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・地方卸売市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合・・・8ポイント加算	
	編基準の指標①の取扱数量又は指標②の取扱 数量のいずれか以上となる時期が連携後5年 以内		・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良、造成又は取得を行う場合・・・8ポイント加算・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合・・・4ポイント加算	
	 【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7% 以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過(ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する) 	4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・・3ポイント ・取扱数量の推計値超過率が	 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方卸売市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組に係る取組している場合又が「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合・・・8ポイント加算 	
被災時の市場 機能の維持強 化	【耐震性能の向上】		以下の①、②それぞれの欄より該当する いずれか1つ又は2つの加算を行う。	
	・耐震補強の整備後に構造耐震指標がIs≥0.6又はIw≥1.0以上に改善	・構造耐震指標が Is≥0.7又はIw≥1.1 ・・・・8ポイント 0.6≤Is<0.7又は1.0≤Iw<1.1 ・・・・3ポイント	第40条第1項に基づく都道府県地域防災計	

	・新耐震基準(昭和56年6月1日以降の建築 基準)前の施設において卸売市場耐震化 施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算
	・大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)等の地震防災対策関係法令は基づき地震防災に関する対策を強化又は推進する必要がある地域等に開設している卸売市場である場合・・・8ポイント加算
	・構造耐震指標がIs<0.3又はIw<0.7の放設において卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算
	災害時におけるBCPを策定している場合合又は策定することが確実である場合・・・3ポイント加算
	・災害時における他市場等との連携協定等を策定している場合又は策定することが 確実である場合・・・3ポイント加算

別表3 (人・農地プラン等加算ポイント)

別表1及び別表2に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

人・農地プラン等加算ポイントの内容

要綱別表1の1のメニューの欄の1の取組については、次の①又は②を満たす地区については2ポイントを加算する。

- ① 農業者(農業法人、農業者の組織する団体等)が事業実施主体の場合、事業参加者の過半が人・農地プランの「中心経営体」 又は農地中間管理事業の推進に関する法律第4条(平成25年法律第101号)に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であること。
- ② 都道府県、市町村、JA等が事業実施主体の場合、事業の受益地区の一部又は全部で人・農地プランが作成されていること。

別表4 (都道府県加算ポイント)

別表1から別表3までに定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。ただし、別表1から別表 4までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容

事業実施主体が策定する事業実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断 した事業実施計画を1つ選択できることとする。

ただし、上記により選択した計画が食品流通の合理化を目的とする取組に係るものでない場合には、食品流通の合理化を目的とする取組の中から1つ別途選択できることとする。

これらの事業実施計画については、2ポイントを加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。

別表5 (優先枠加算ポイント)

別表1から別表4に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

優先枠加算ポイントの内容

要綱別表1のメニューの欄の農畜産物輸出に向けた体制整備の取組又は「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、5ポイント加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。